

学校法人会計基準の諸課題に関する検討について  
(課題の整理)

平成24年3月30日

学校法人会計基準の諸課題に関する検討会

## 目次

はじめに	1
1. 学校法人会計基準の現状と課題等について	2
2. 基本金の在り方について	2
(1) 第1号基本金	3
(2) 第2号基本金	4
(3) 第3号基本金	5
(4) 第4号基本金	6
3. 各計算書類の課題等について	7
(1) 貸借対照表	7
(2) 消費収支計算書	8
(3) 資金収支計算書について	10
4. その他の課題等について	12
(1) 固定資産の減損に関する会計	12
(2) 金融商品（有価証券関係）に関する会計	13
(3) 退職給付会計	14
(4) 連結財務書類に関する会計	16
(5) 継続法人の前提	17
5. 会計方針の統一について	18
6. まとめ	18

別紙資料

## はじめに

学校法人会計基準は、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理の基準として昭和46年に文部省令として制定されたものであり、そのため、補助金算定の基礎となる計算書類によって構成されている。しかし、一方では、今日に至るまで学校法人の財政及び経営の状況を表す計算書類の作成基準として我が国の学校法人の会計実務に深く定着してきた。そして、学校法人会計は広く社会に学校法人制度と財政について理解を深めることに役立つとともに、学校法人の財政上の健全性を保つために大きな役割を果たしてきた。

一方、18歳人口が減少するなど、学校法人をとりまく経営環境が厳しくなる中、教育は高い公共性を有していることから、学校法人の経営状況に関して、一般社会に対する説明責任が一層求められている。

学校法人会計基準は、これまで数次の改正を経ているが、直近では、平成17年3月に、基本金の取崩し要件を緩和するとともに、計算書類の末尾に記載する注記事項を充実する改正が行われた。この平成17年改正における検討過程(以下、「前回検討会」という。)においては、基本金の在り方や、外部への開示を目的とする計算書類の在り方等について、今後も引き続き検討することとされた。

また、金融取引のグローバル化等に伴う会計ビックバンにより、日本の企業会計基準の様々な事項について国際会計基準への収斂が図られ、国立大学法人会計基準や公益法人会計基準も逐次改正が行われていることなどから、学校法人会計基準の検討に際しては、近時の企業会計の基準の動向を見据えることの重要性も増している。

このような状況にかんがみ、私立学校の特性を踏まえつつ、学校法人会計基準の在り方について、前回検討会において引き続き検討することとされた基本金の在り方や各計算書類の在り方等について、まずは直面する問題点や課題等を整理することを目的として、平成20年3月に有識者による検討会が発足し、これまで14回にわたり精力的に検討を行い、ここにその内容を取りまとめた。

本文の構成は、初めに学校法人会計基準を取り巻く現状と課題等のうち、前回検討会で引き続き検討事項とされた基本金の在り方及び各計算書類の課題等について検討を行い、制度の目的、特徴、課題等に関する意見を整理した。さらに、企業会計基準に導入されている退職給付会計及び連結財務諸表等の事項についても同基準などを参考としつつ、比較可能性の観点や私立学校の特性を踏まえた課題等について検討を行い、個別事項として整理した。

## 1. 学校法人会計基準の現状と課題等について

- 学校法人会計基準は、昭和46年に制定され、40年近く安定したシステムを保っている。私立学校は、公共性が極めて高く、安定性、継続性が求められ、利益の追求が目的ではなく、中長期的にわたって永続的な維持を可能にするため収支の均衡を図ることが求められていることなど、私立学校の特性を踏まえた制度設計がなされている。
- 18歳人口が減少し、定員未充足の学校法人や帰属収入で消費支出を賄えない学校法人が増加している中、教育という公共性の高い事業を行っている学校法人の経営状況に関して、一般社会に対する説明責任が一層求められている。また、近年財務情報の公開が進展するに伴い、財務書類が学費負担者等一般の人から見てわかりやすいものであることが求められている。
- 学校法人会計基準は補助金の適正な配分を目的としているが、学校法人会計基準を見直す際には、現在の補助金交付目的を維持しつつ外部報告目的としての役割も果たしていくことが重要な観点である。
- 近年、企業会計において国際財務報告基準(IFRS)に収斂していく必要性が認識されており、国立大学法人会計基準、独立行政法人会計基準あるいは公益法人会計基準においても企業会計の動向も踏まえ見直しが進められ、企業会計原則の考え方が取り入れられている。

## 2. 基本金の在り方について

学校法人が学校を運営していくために必要な基本的な資産は、学校が存立している限り、継続的に保持しなければならないものである。これらの資産の金額を「基本金」という形で維持するという考え方は、学校法人会計において、最も特徴的なものの一つである。

この基本金の考え方を今後も維持するの否か、第1号基本金から第4号基本金を含めた課題等について検討を行った。

- 基本金は、「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額」である。(学校法人会計基準第29条)

### (特 徴)

- 学校法人は、永続的に教育研究活動を行えるよう必要な校地や校舎等の基本財産を健全に維持することが必要であり、中長期的に収入と支出の均衡を図ることが特に重要である。このことを実現するために「基本金」の制度が取り入れられている。
- 基本金は、学校法人が、学校を運営していくため必要な資産を保持し、必要な資産を計画的に確保することに資するために、消費収支計算において帰属収入から基本金を組み入れた消費収入と消費支出が均衡する結果を表示できる仕組み(将来の施設設備等の整備に必要な資金は計画的に基本金に組入れ、単年度で支出が増大しな

いような仕組み)であり、私学の自主性を尊重し、学校法人が将来を見据え、できる限り収支の均衡を図るところに特徴がある。

### (課題)

- 補助金交付目的で作成される学校法人会計基準に基づく計算書類が、社会一般への説明書類としても活用されるようになったため、社会一般から見て、学校法人特有の基本金の意義や内容を理解しにくいと指摘されるようになったことを踏まえた改善が必要ではないか。
- 資産の取得という取引に基づき資産計上され、さらに消費収支計算書の帰属収入から、理事会の意思決定により同額が基本金の組入として控除され、当年度の消費収支差額が左右されるということが社会一般の理解を得にくく、収入からの利益前取りと誤解されている。
- 資産の利用形態が多様化しており、物的財産を所有することなく、同等の質の教育事業を実施できるなど、自己所有を前提とする基本金の考え方が、学校法人の諸活動の維持に必ずしも整合しなくなっているのではないか。

### (課題等に対する意見)

- 私立学校の自主性を尊重し、各学校法人が将来を見据え、できる限り収支の均衡を図る現行の学校法人の基本的な仕組み(基本金制度)は維持すべきである。
- 基本金の見直しを行うことは、私立学校の永続性の維持という学校法人会計の基本的な考え方を大きく変えることとなり、その変更は各学校法人の実務にも大きな影響を与えることになる。
- 「一定の資産を保持する」という考えは、必ずしも基本金でなければ実現できないわけではなく、企業会計等との整合性の中で実現できるのではないか。また、基本金の見直しを行う場合には、現在の消費収支計算構造(資本取引と損益取引の区分など)を変更することが必要である。

### (1) 第1号基本金

- 第1号基本金は、「学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額」を組入れ対象とする基本金である。(学校法人会計基準第30条第1項第1号)

### (特徴)

- 学校法人が保持すべき基本的な資産は、学校が存続している限り継続的に保持する必要がある。基本金に組入れられた減価償却資産にあつては、減価償却により固定資産の帳簿価額がなくなったとしても、消費収支が均衡していれば、減価償却累計額の相当額が基本金に見合う資産(資金)として残り、当該資産(資金)によって基本的な固定資産の更新取得ができ、学校法人に必要な財産の額は永続的に保持できるものとなっている。

## (課題)

- 第1号基本金は、「保持するために維持すべき固定資産の価額」としてどのように捉え、会計上どのように表す必要があるか。
- 基本金は、対象資産の取得時の価値を維持するにすぎず、物価の変動等が反映されないため、学校法人が保持すべき額であるという説明は、必ずしも説得力のある説明ではない。
- 大学等の設置時の財産を第1号基本金とする考え方もあるが、一定の条件の下に、校地校舎の整備について自己所有ではなく借用で行うことも可能になったため、大学等の設置時の財産は維持すべき金額というメルクマールになり得なくなっているのではないか。

## (課題等に対する意見)

- 私立学校法、大学設置基準等により必要な資産を継続的に保持することが要請されており、それを数値化するものとして必要ではないか。
- 公益法人会計では、寄附者の意思で用途が特定されるものについては、指定正味財産に入れ、それ以外のは一般正味財産に入れることとなっている。学校法人の理事会等に相当する意思決定機関での決定に基づき基本財産や特定財産に組み入れることも可能であるが、その場合の財源は一般正味財産から受け入れたものでなければならないこととなっており、学校法人会計も基本金を維持するのであればこのような仕組みを取ることが考えられないか。
- 基本金制度を見直し、大学設置基準等で必要とされる校地校舎設備等の取得に要した価額を正味財産とできないかについては、基本財産を処分することも可能であることから、正味財産と対応する資産が必ずしも一致しないという現在の第1号基本金と同じ課題が生じる可能性がある。
- 大学等設置認可申請時の寄附財産を、公益法人会計のように正味財産のうちの指定正味財産とすることができないかについては、学校法人の場合には、当初は一般的に寄附金により大学等を設置しているが、法人の意思で財産処分することができるため、何をもって指定正味財産とするかが曖昧であり、金額的に区分するほどの重要性があるとも考えられないため、正味財産の内容を区分することに意義がないのではないか。

## (2) 第2号基本金

- 第2号基本金は、「学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額」(学校法人会計基準第30条第1項第2号)を対象とし、「基本金への組入れは、固定資産の取得に係る基本金組入計画に従い行うもの」(学校法人会計基準第30条第2項)である。

### (特 徴)

- 第2号基本金は、将来第1号基本金の対象となるべき固定資産の取得財源に充てるため、具体的な建設計画、所要見込額、資金調達額等を確定した上で、学校法人の理事会等で決定した当該固定資産の取得計画に基づく基本金組入計画に従い、年次的・段階的に基本金組入れを行い、取得するために必要とされる金銭等を準備することができるものである。

### (課 題)

- 対外的な経済活動を伴わない取引について、学校法人の理事会等の意思決定で組入れできる部分が、当該年度の消費収支差額を左右することについて、社会一般に分かりにくい側面がある。
- 第2号基本金は、私立学校の規模が拡大する時代には大きな意義もあったが、経営が悪化傾向にある法人や大学等の規模を縮小する法人が増える中、その意義が低下しているのではないか。

### (課題等に対する意見)

- 第1号基本金を維持するのであれば、第1号基本金対象資産を取得するためにあらかじめ準備する第2号基本金の存在意義はある。
- 現在の学校法人会計においても、第2号基本金と将来の施設設備を取得するために必要な資金の額は、必ずしも同額ではないことから、特定資産として資金を積み立てれば良いのではないか。

## (3) 第3号基本金

- 第3号基本金は、「基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の額」(学校法人会計基準第30条第1項第3号)を対象とし、「基本金への組入れは、基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うもの」(学校法人会計基準第30条第2項)である。

### (特 徴)

- 第3号基本金は、奨学基金、研究基金、国際交流基金等として継続的に保持運用することによって生じた果実を教育研究活動に使用するために保有するものである。基本金の組入れは、その資産の保有目的を明らかにした具体的計画を確定した上で、学校法人の理事会等で決定した基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものである。

### (課 題)

- 第2号基本金同様、対外的な経済活動を伴わない取引について、学校法人の理事会等の意思決定で組入れできる部分が、当該年度の消費収支差額を左右することについて、社会一般に分かりにくい側面がある。

- 低金利で運用益が望めない経済状況の場合には、基本金として保持し続ける必要性は低くなるのではないか。

#### **(課題等に対する意見)**

- 基本金制度を維持するのであれば、第3号基本金の存在意義はある。
- 第3号基本金は、寄附者からの基金提供があった場合の他、自己資金から組み入れることもできる。また、現在では一定の条件の下で理事会決定により取り崩すこともできるので、基金として資金を有するのみでよいのではないか。

#### **(4) 第4号基本金**

- 第4号基本金は、「恒常的に保持すべき金額として文部科学大臣が定める額」(1ヶ月分の経常経費)を組入れるものである。(学校法人会計基準第30条第1項第4号)

#### **(特徴)**

- 学校法人は、必要な運転資金を常時保持していなければ、その運営が円滑にできないことから、そのための一定額の資金を基本金として組入れ、継続的に保持すべきとしたものである。

#### **(課題)**

- 第4号基本金に対応する資産(現預金)を現実に保有していない場合があり、緊急の際に支払資金に充てる資産がないなど、存在意義が希薄化しているのではないか。また、保持する額が1ヶ月分程度では、いざというときに有効か疑問である。
- 都道府県知事所轄学校法人(高等学校を設置するものを除く)では、第4号基本金へ組入れないことができるとされており、経営基盤が比較的弱いそれらの学校法人に例外処置を認めるのであれば、文部科学大臣所轄学校法人に保有を義務付ける意義は少ないのではないか。

#### **(課題等に対する意見)**

- 第4号基本金を廃止すると、急激な基本金の修正を行う必要がある。
- 第4号基本金は、「維持すべき資産」としてそもそも意味があるのかという問題点があり、廃止してはどうか。



### 3. 各計算書類の課題等について

外部報告目的とする計算書類の体系や表示方法などについて、貸借対照表については基本金の在り方も含めた計算構造を検証するとともに、消費収支計算書については、経常的な運営のための支出とそれに充てられるべき収入を対比させる収支計算の構造の検討、資金収支計算書については、キャッシュ・フロー計算書の導入の可能性等について検討を行った。

#### (1) 貸借対照表

- 貸借対照表は、一定時点の財政状態を表すものであり、「資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部を設け、資産、負債、基本金又は消費収支差額の科目ごとに、当該会計年度末の額を前年度末の額と対比して記載するもの」である。(学校法人会計基準第32条)

#### (特 徴)

- 貸借対照表は、学校法人において固定資産を保持することの重要性から固定性配列法を採用し、資産の評価については取得原価主義を原則とし、減価償却の方法は定額法によるとしている。また、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、基本金をその帰属収入のうちから組入れ、貸借対照表の貸方に表示しているところに特徴がある。

#### (課 題)

- 貸借対照表において、基本金の部に多額の組入れがある一方で、消費収支差額の部は多大な繰越消費支出超過となっていることや、消費支出超過の場合であっても、帰属収支差額より多額の金額をなぜ基本金として組入れることができるのか社会一般が理解しにくい点である。
- 学校法人会計は、取得原価主義を採用していることから、実際の資産の経済価値は反映されていない。

#### (課題等に対する意見)

- 企業会計では特定資産を積み立てるということはないが、非営利法人の場合には、将来の財産等を獲得し、永続的に運営していくため、貸借対照表上にあらかじめ特定資産を積み立てることは必要である。
- 貸借対照表上、基本金の部と消費収支差額の部は、区分する必要があるのか。「維持すべき資産」として、一括して表すことも考えられるのではないかと。ただし、一括して表すこととした場合には、何をもちいて収支均衡とするかが見えにくくなるという課題があり、準備金、引当金等の設定基準などを整理する必要がある。
- 時価評価の必要な項目の有無について、総合的に検討することも必要ではないかと。

○ 「基本金の部」、「消費収支差額の部」を「資産負債差額（仮称）」とすることはできないか。（別紙資料1 参照）

（特 徴）

- ・ 基本金を見直すことにより、社会一般には分かりやすい計算書類となる。

（課 題）

- ・ 学校法人会計の考え方や計算書類の構造を大きく変えることとなる。
- ・ 資産負債差額（仮称）とした場合、学校法人関係者にとって本当に分かりやすいか。
- ・ 「準備金」と捉えるのであれば、利益処分と同様、利益処分前の決算値を確定させ、理事会等の意思決定機関による利益処分に係る決議を得なければならず、私立学校法第47条の「毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない」の制約の下では、スケジュール等を見直す必要がある。

## （2）消費収支計算書

- 消費収支計算書は、「毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするもの」である。（学校法人会計基準第15条）

（特 徴）

- 消費収支計算書は、学校法人の将来にわたる計画的な財政運営を可能にするため、消費収入と消費支出の内容を示して法人の経営の状況を明らかにすること、消費支出とこれに充当しうる消費収入の均衡の状態を明らかにすること、また、消費収入は帰属収入（学校法人の負債とならない収入）から基本金に組入れる額を控除する形式で表示するところに特徴がある。

（課 題）

- 消費収支計算書は、帰属収入から消費支出より先に基本金組入額を差し引くという手法をとっているが、この点に学校法人特有の計算構造の分かりにくさがある。
- 消費収支計算書は、いわゆる資本取引的なものが混在していること、特別損益に相当する区分が表示されていないことなどから、現在の学校法人会計基準の下で、経常収支と特別収支に分けて表示することが考えられるが、外部への報告を目的とするのであれば、さらに区分収支差額を表す必要があるのではないか。

（課題等に対する意見）

- 私立学校は、公共性が極めて高く、安定性、継続性が求められ、企業と異なり利益の追求が目的ではなく、中長期的にわたって永続的な維持を可能にするため収支の均衡を図ることが求められていることから、学校法人会計にいわゆる損益の概念を導入することは適切ではない。

- 消費収支計算書は、資金収支計算書と重複感を与えるものとなっており、両者の計算・表示区分(予算対比型であることを含む。)の見直しについて検討が必要ではないか。また、消費収支内訳表及び資金収支内訳表についても、どのような形で部門ごとの状況(セグメント情報)を表示していくのか、検討が必要ではないか。
- 基本金制度を見直した場合には、何をもって収支均衡とするかが見えにくくなるという課題があり、活動区分ごとの収支状況を表示することが必要ではないか。
- 帰属収支差額から、基本金を控除することとすれば、明確な会計基準になるのではないか。
- 消費収支計算書の役割として、当年度収支差額を最下欄に明記できれば十分であり、消費収支計算書に、利益処分項目(例えば、現在の第2号基本金)のようなものを加える必要はないのではないか。

**○ 現行の消費収支計算書を「事業収支」「事業外収支」「特別収支」に区分し、教育研究事業等の事業活動区分の収支差額が分かる収支計算書とすることは考えられないか。(別紙資料2 参照)**

(特 徴)

- ・ 活動区分ごとに収支が表示されるため、社会一般に分かりやすい。
- ・ 現在の消費収支計算書では勘定科目が並んでおり、最終的な差額しかわからない点を解決する手段として、どの活動区分で差額が生じているかを表すことができる。

(課 題)

- ・ 学校法人会計においては、収支均衡が求められており、損益概念は馴染まない。
- ・ 経常費補助金以外の補助金の扱いが問題となり、補助金の種類ごとにどのように表示するかを整理する必要がある。
- ・ 収入段階において、何が資本取引に該当するかを明確に区分することは困難である。
- ・ 計算書類を大きく変えると、現場が混乱することが懸念される。

**○ 現行の消費収支計算書の「基本金組入額」を除いた収支計算書とすることは考えられないか。(別紙資料2 参照)**

- ・ 基本金制度を改めることにより、社会一般には分かりやすいが、学校法人会計の構造を大きく変えることとなる。

### (3) 資金収支計算書について

- 資金収支計算書は、学校法人が、「毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。)の収入及び支出のてん末を明らかにするためのもの」である。(学校法人会計基準第6条)

#### (特 徴)

- 資金収支計算書は、学校法人がどのような諸活動をどの程度の規模で行ったのか、例えば学生生徒等納付金については、学生に対してどの程度の活動をしたのかということが明確になる。また、消費収支活動以外の借入金や施設設備等の支出がどの程度あるかなど活動に対応するすべての収入、支出の把握が可能である。さらに、前受金や未収金等の調整勘定によって、諸活動と当年度及び当年度以外の資金の対応についても把握できるものである。

#### (課 題)

- 外部への報告目的や国立大学法人会計、公益法人会計等との比較可能性の観点から、資金収支計算書に代えて、キャッシュ・フロー計算書(以下、「CF計算書」という。)を作成することが必要ではないか。

#### (課題等に対する意見)

- 現在の計算書類の体系は、資金収支計算書と消費収支計算書の二重構造との批判はあるが、学校法人は予算編成をする際には資金収支計算書を有効に活用している。
- 資金収支計算書の作成について、一定規模以上の学校法人には資金収支計算書に代えて、CF計算書の作成を義務付けるのはどうか。
- 現在の学校法人会計の資金収支計算書では、活動区分ごとに区分していないが、CF計算書を作成することにより活動区分ごとに資金の流れがわかりやすくなる。また、教育研究活動を行っていく上で、キャッシュ・フローがどのように成り立っているかということがわかりやすくなるようなCF計算書とすることが考えられる。
- CF計算書を導入した場合に、資金収支計算書を財務書類に載せるのか、事業報告書の中で現在の予算管理型の資金収支計算書に代わるものを作成するのか検討が必要である。

#### ○ CF計算書を導入することはできないか。(別紙資料3 参照)

##### (特 徴)

- ・ 活動区分毎にキャッシュ・フローを明らかにし、現在の資金収支計算書では把握できない活動区分ごとの動きが見えるようになる。

- CF計算書の記載内容・方法については、多様な考え方があり、例えば、事業活動の中で「教育研究活動のキャッシュ・フロー」と「施設等整備活動のキャッシュ・フロー」を一体として捉える場合には、A案またはB案のようなものとなり、また、事業活動によるキャッシュ・フローと施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フローを並列に捉える場合には、C案またはD案のようなものとなる点が特徴である。

(課 題)

- 学校法人会計では予算制度を重視しており、資金収支計算書に代えてCF計算書を導入すると、諸活動に対する予算策定がしにくくなり、不都合である。
- 施設設備等の物的財産を保有、維持することにより教育研究条件を整え、教育研究活動を維持・展開するという学校法人の事業活動や学校債CF計算書と他法人等のCF計算書との比較可能性の維持を踏まえ、「施設等整備活動のキャッシュ・フロー」を独立したセグメントにするのかしないのか、施設等整備活動と投資活動を同一のセグメントとするのかどうか検討する必要がある。
- 学生生徒等納付金に含まれている設備費や図書費については、どの活動区分の収入として計上されるか明らかでない。

## 4. その他の課題等について

近年、国立大学法人会計や独立行政法人会計あるいは公益法人会計においては、企業会計の動向も踏まえ、固定資産の減損、金融商品会計、退職給付会計、連結財務諸表などが導入されている。学校法人会計についても、他の会計との比較可能性の観点や私立学校の特性を踏まえた課題等について他の会計の仕組みを参考にしつつ、検討を行った。

### (1) 固定資産の減損に関する会計

- 現在の学校法人会計では、取得原価主義を採用しており、固定資産の減損に関する作成基準は定めていない。

### (関 連) 各会計基準の概要

- 企業会計では、固定資産の減損は、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態において、一定の条件の下で回収可能性を反映させるよう帳簿価額を減額する会計処理である。
- 国立大学法人会計では、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的としない国立大学法人において、固定資産への投資額の回収可能性によって減損を認識する企業会計の目的をそのまま適用することは合理的ではないとされている。国立大学法人の固定資産の減損は、固定資産に現在期待されるサービス提供能力(固定資産をどの程度使用する予定であるか)が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態である。
- 公益法人会計では、固定資産の減損会計は企業会計と同一ではなく、「資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」とされており、原則として、強制評価減を行うこととしている。

### (課 題)

- 学校法人において、固定資産を有するのは利益獲得のためではなく、教育研究を行うためであり、補助金交付上の要請や学校法人の経営実態を把握する観点、利害関係人への的確な財務情報の提供、国立大学法人や公益法人会計等との比較可能性なども踏まえ、固定資産の減損をどのように考えるか。
- 学校法人会計では、バブル期に取得した校地であっても取得原価のまま表示され、現在の資産の経済価値を正確に表しているとは言えない。
- 数年後に学校を廃止するなどにより当該建物を使用しないと決定した場合であっても、残存の耐用年数とその年数以上ある場合、減損の考えを取り入れていない現在の学校法人会計では、いわゆる臨時償却ができるのかどうか整理されていない。当該建物を使用しないという意味決定をしたことにより償却するのか、学校の廃止が現実になった時点で償却を停止するのか、建物を除却等処分するまで継続的に償却を続けるのか等、いつの時点で消費収支に反映することが適切なのか、整理が必要である。

## (課題等に対する意見)

- 第1号基本金には、固定資産に対応した取得価額相当額が計上されているが、基本金の額が固定資産再取得のための目安とはならず、むしろ実態とかけ離れている状況が見受けられるのではないか。減損会計を取り入れることにより、資産の価額は時価に近い額となり、対応する基本金の額も連動させることにより、全体として時価等を反映した計算書類となる。(なお、減損の額の在り方については検討すべきである。「各会計基準の概要」参照)
- 現在の学校法人会計では、消費収支計算書に臨時的な支出と経常的な支出の記載区分がないため、減損会計を導入する場合には、消費収支計算書の構造も含めて検討する必要がある。
- 学校の廃止や大学の学部の廃止、使用していない施設など、どのような時に固定資産は減損の対象になるのか。国立大学法人では、固定資産の使用が想定されているのかいないのか、市場価格の著しい下落により回復の見込みがない場合等に減損を認識することとなっている。また、公益法人会計でも、市場価格の著しい下落により回復の見込みがない場合に減損を認識しており、これらの事例は、学校法人の減損の整理の参考に資するものである。

## (2) 金融商品(有価証券関係)に関する会計

- 現在の学校法人会計では、有価証券については、原則として取得価額とすることとなっているが、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価を行っている。  
なお、時価が著しく低くなった場合とは、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合が該当し、また時価の下落率が50%未満であっても、それが「著しく低くなった場合」に該当するかどうかは、各学校法人の判断で合理的な基準を設けて判定できるとされている。  
また、有価証券の時価情報等については、計算書類の注記事項としており、注記事項記載例(「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」(平成17年5月13日付け17高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知))により、満期保有目的の債券については別に欄を設けて記載することとなっている。

## (関 連) 各会計基準の概要

- 企業会計及び国立大学法人会計では、有価証券を保有目的によって、(1)売買目的有価証券、(2)満期保有目的の債券、(3)子会社株式および関連会社株式(国立大学法人会計の場合は、関連会社株式)、(4)その他有価証券、に分類し、それぞれ有価証券の評価基準に基づき、貸借対照表に計上している。
- 公益法人会計では、(1)満期保有目的の債券、(2)子会社株式および関連会社株式、(3)左記以外の有価証券、に分類し、それぞれ有価証券の評価基準に基づき、貸借対照表に計上している。

## (課題)

- 有価証券の時価評価を行った場合、損失の処理に伴う収支への影響や基本金への影響が考えられる。
- 企業会計や国立大学法人、公益法人会計では、有価証券を保有目的別(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式、その他の有価証券等)に分類しているが、学校法人会計において、経営の透明性の確保や比較可能性の観点からどのように考えるか。

## (課題等に対する意見)

- 時価に基づいた情報を明らかにしていくことは、利害関係人に対する説明や設置者が正確な情報に基づく経営判断ができる制度を確保する上でも必要なことであり、保有目的別に分類した有価証券について、計算書類の注記事項や附属明細表により明らかにしていくことも考えられるのではないか。
- 有価証券の科目以外に、減価償却引当特定資産や退職給与引当特定資産、第3号基本金引当資産などの勘定科目により有価証券を保有している場合、これらの資産(科目単位の状況)ごとに取得価額と時価情報を明示している学校法人は一部であり、有価証券の総額を明示している法人がほとんどである現状では正確な情報が見えにくくなっているのではないか。
- 評価換えについて、取得価額に比べどの程度時価が下落した場合に判断していくのか、明確にしていく必要があるのではないか。
- 取得価格と比較して時価が著しく下落したときの回復可能性の判断については、企業会計では、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得価額にほぼ近い水準にまで回復する見込みがあることを合理的な根拠を持って予測できる場合である等の判断基準が明確となっているが、学校法人会計においても基準を明確にする必要はあるのではないか。

## (3) 退職給付会計

- 現在の学校法人会計では、退職一時金について、期末における必要な退職給与引当金設定額(退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額)を負債に計上しており、退職年金については定めがない。  
ただし、日本公認会計士協会学校法人委員会報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」において、計算書類のその他考えられる注記事項として、退職年金制度について、「退職給与引当金に記載した退職金制度とは別に退職年金制度に加入している場合には、その制度の概要、年金資産額、退職給付債務(又は年金財政計算上の責任準備金)の額等を注記することが考えられる。」と示されている。

## (関連) 各会計基準の概要

- 企業会計では、退職給付債務は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付のうち認識時点までに発生していると認められるもので割引計算により測定されたものである。



- 国立大学法人会計では、退職給付債務のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、基本的に企業会計と同様の取扱いとなっている。

ただし、法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されると明らかに見込まれる場合には、退職給付引当金を計上せず、計上したであろう退職給付引当金の見積もり額(退職一時金については期末要支給額によることができる。)を貸借対照表に注記し、国立大学法人等業務実施コスト計算書に表示している。

- 公益法人会計では、退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産等を控除したものであり、基本的に企業会計と同様の取扱いとなっている。

## (課題)

- 退職給付債務の算定は、計算方法が複雑であり、退職率、予定昇給率などに確率を用いるため、一定の規模の教職員数を有する法人でないと正確な計算は困難とされている。
- 企業会計、国立大学法人会計、公益法人会計において、原則として従業員数が300人未満の企業等において認められている簡便法(従業員数が比較的少ない小規模法人に認めされた処理)を適用できるが、学校法人の場合にはどのように考えるか。
- 財団法人私立大学退職金財団又は各都道府県私立学校退職金団体など、私学を対象とした退職金団体による学校法人独自の退職一時金制度について、退職給付会計を導入した場合には、会計処理をどのように反映するか。
- 「企業年金制度」を採用している学校法人は少数であるが、年金の積立不足額は、当該法人が最終的には負担すべき債務であり、これを貸借対照表に計上するのが本来の処理であるが、現状では明確な基準による計上はなされていない。
- 企業年金等に係る情報は、利害関係人や法人経営の観点から重要ではあるが、年金数理計算を行うためのコストやデータ作成作業が必要である。また、引当金不足が発生する可能性がある。

## (課題等に対する意見)

- 学校法人の退職金制度については、企業と学校で異なるところはないと思われ、私学を対象とした退職金団体に加入している場合の会計処理を検討すること以外の学校法人特有の取扱いはないのではないかと。
- 退職給付債務の算定は、計算方法が複雑であり、退職率、予定昇給率などに確率を用いるため、実務上の負担が過大となるのではないかと。
- 退職年金については、学校法人の実態として、様々な方法で年金債務を算出している状況にあることから、統一的な方法で算出した年金債務を明らかにしていくことが考えられる。また、注記情報の充実による開示の仕組みも考えられるのではないかと。

#### (4) 連結財務諸表に関する会計

- 現在の学校法人会計では、連結財務諸表に関する作成基準を定めていない。

#### (関 連) 各会計基準の概要

- 企業会計では、連結財務諸表は、支配従属関係にある二以上の会社(会社に準ずる被支配事業体を含む。)からなる企業集団を単一の組織体とみなし、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成している。
- 国立大学法人会計では、国立大学法人等とその出資先の会社等(以下「関係法人」という。)を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え、国立大学法人等が関係法人集団(国立大学法人等及び関係法人の集団をいう。)の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成している。
- 公益法人会計では、連結財務諸表に関する作成基準を定めていない。

#### (課 題)

- 学校法人には持分の概念がなく、企業会計の連結の理念では整理できない。学校法人において、連結財務諸表を導入することの意味・目的、必要性について明確にしていくことが必要である。
- 企業会計の連結は、親会社・グループとしての経営状況が分かり、投資判断や利害関係者の意思決定に資するための情報となるが、学校法人の場合には、私立学校振興助成法に根拠を置く学校法人会計基準にしたがって補助金を受ける学校の部門別状況を明らかにしており、連結財務諸表を作成する目的を整理することは難しいのではないか。
- 学校法人の財務に関する書類については、私立学校法に基づき毎会計年度終了後2月以内に学校法人が個別の法人の財務に関する書類を作成することから、連結に関する財務情報を2月以内に作成することは困難であり、財務に関する書類の作成手続きをどのようにするか整理することが必要である。

#### (課題等に対する意見)

- 連結財務諸表だけではグループ全体の経営実態は明らかにならないことから、補助金交付上の要請や学校法人の経営実態を把握する観点、利害関係人への的確な財務情報の提供などの観点を踏まえ、開示すべき情報は何かを整理し、連結財務諸表により明らかにする方法がよいのか、個別の法人の書類における注記情報や附属明細書の充実により明らかにする方法がよいのか、若しくは事業報告書による方法がよいのか整理する必要がある。
- 各学校法人間の資金の貸借等については、連結財務諸表では債権債務として相殺され明らかにならないことから、このような情報を含め、関係する法人の情報を注記情報や附属明細書により、明らかにすることが考えられるのではないか。
- 教育・研究の連携、系列法人の状況など、学校法人間の関係が分かるような情報についても何らかの形で公開することが考えられるのではないか。  
例えば、事業報告書により、教育・研究の連携、系列法人の状況、役員の関係、資金の貸借関係のような情報について、一定の基準を設けて開示させるということも考えられるのではないか。

## (5) 継続法人の前提

- 現在の学校法人会計では、「継続法人の前提」に関する開示基準はない。  
ただし、日本公認会計士協会学校法人委員会報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」において、「いわゆる「継続企業の前提」については、従来、学校法人では該当事例がほとんどなく開示の慣行も成熟していない。また、どのような状態が、いわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当するのか等の詳細な検討が行われていない。しかし、学校法人がいわゆる「継続法人の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当しているという状況を自ら認識し、何らかの対策等を自主的に行っている場合には、自主的に講じている対策等を注記することが望まれる。」と示している。

### (関 連) 各会計基準の概要

- 企業会計では、企業が将来にわたって事業活動を継続すると前提(以下、「継続企業の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、財務諸表に注記しなければならないとされている。
- 国立大学法人会計では、国が必要な財源措置を行うこと等から「継続企業の前提」に係る開示基準は定められていない。
- 公益法人会計では、平成20年4月改正の公益法人会計基準において、財務諸表の注記に「継続事業の前提」が明文規定されている。なお、この「継続事業の前提」は、企業会計における継続企業の前提に関する注記とほぼ同様の内容となっている。

### (課 題)

- 現在の学校法人会計では、仮に債務超過の状態にあっても、取得原価による評価での債務超過であることに留意する必要がある。
- 学校法人において、「継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」として、どのような項目が考えられるか。
- 企業会計では、継続法人の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間に講じるものを記載し、少なくとも「1年」は継続できるか検討を求められているが、学校法人の場合、どのように考えるか。

### (課題等に対する意見)

- 学校法人の経営実態を把握する観点や利害関係人保護の観点などを踏まえれば、学校法人は、財務書類の作成に当たって、継続法人の前提が成立しているかどうかを判断し、適切な開示を行うことが必要ではないか。
- 学校法人において、財務書類をみれば、おおむね経営の状況は理解できるが、継続法人の前提に関する情報は、事業継続に重要な疑義を生じさせるような事象や状況に対して、学校法人の設置者がどのような対策を講じて、状況をどのように回避しようとしているのか明らかにするものであり、有用な情報となるのではないか。

- 学校法人の場合には、ゴーイング・コンサーンという言葉の抵抗感や、大学の修業年限は4年であり、1年間の保証では十分ではないこと等を踏まえると、財務書類とは異なる情報提供の方法が望ましいのではないか。
- 財務情報の公開を進めていく中で、事業報告書による説明の充実や貸借対照表の注記情報も積極的に公開対象としていくことが必要ではないか。

## **5. 会計方針の統一について**

中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告(平成22年6月29日)」において、今後、各法人の財務情報の公開が一層促進され、各法人の財務状況が比較されることを考えると、比較可能性等の観点から財務書類の記載について、会計方針の取扱いなど情報内容のより一層の共通化・充実に向けた検討が必要である旨の提言がなされた。

このことを踏まえ、当検討会においても検討し、各法人の財務状況の比較可能性等の観点から、学校法人においてさまざまな引当率を設定している退職給与引当金について100%計上を行うこと、また有価証券の評価方法について、「移動平均法」に統一すること、さらにデリバティブ取引に係る損失額の計上科目の統一を図ることが必要であるとの意見があった。

これについては、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」(平成23年2月17日付け22高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)が発出された。

会計方針の取扱いなど情報内容のより一層の共通化・充実については、今後も引き続き積極的な取組が期待される。

## **6. まとめ**

本「検討のまとめ」による諸課題の整理を踏まえ、可能なものから実施に向けてさらに検討を進め、学校法人における会計実務の一層の充実が図られることが必要である。

なお、短期的な課題として、実施に向けて整理すべき事項としては、会計方針の統一化や注記情報の一層の充実などが考えられる。

また、中長期的な課題として、基本金を含む計算構造の在り方、外部報告目的とする財務会計上の書類としての在り方、法人の内部統制のための管理会計上の書類としての在り方、補助金交付上の要請に対応する書類の在り方を整理することが挙げられる。

これらの検討に当たっては、税制上の優遇措置を受けている公共性の高い法人であることを踏まえ、特に、近年少子化等の影響などにより経営困難傾向にある学校法人が増えている状況なども勘案し、当検討会による諸課題の議論や広く学校関係者の意見や理解等も踏まえつつ、整理していくことが求められる。

今後、私学が自ら説明責任を果たすとともに健全な発展を続けるためには、どのような会計基準とすべきかを、大局的な見地から検討することが期待される。

# 別紙資料

## 目次

貸借対照表	1
消費収支計算書	2
キャッシュ・フロー計算書	3
学校法人会計基準の諸課題に関する検討会について	4
協力者名簿	5
審議経過	6



# 消費収支計算書

別紙資料 2

※ これらの検討案は、本検討会における議論の参考のために提示されたものであり、本検討会として成案としてとりまとめたものではない。

現行 消費収支計算書	検討案 1	検討案 2																																																																																				
<p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学生生徒等納付金</td><td style="text-align: right;">21,652</td></tr> <tr><td>  授業料</td><td></td></tr> <tr><td>  入学金</td><td></td></tr> <tr><td>手数料</td><td style="text-align: right;">2,367</td></tr> <tr><td>  入学検定料</td><td></td></tr> <tr><td>  .</td><td></td></tr> <tr><td>寄付金</td><td style="text-align: right;">662</td></tr> <tr><td>  特別寄付金</td><td></td></tr> <tr><td>  一般寄付金</td><td></td></tr> <tr><td>補助金</td><td style="text-align: right;">2,599</td></tr> <tr><td>  国庫補助金</td><td></td></tr> <tr><td>  地方公共団体補助金</td><td></td></tr> <tr><td>資産運用収入</td><td style="text-align: right;">375</td></tr> <tr><td>資産売却差額</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>事業収入</td><td style="text-align: right;">248</td></tr> <tr><td>  附属事業収入</td><td style="text-align: right;">63</td></tr> <tr><td>  受託事業収入</td><td style="text-align: right;">101</td></tr> <tr><td>  収益事業収入</td><td style="text-align: right;">84</td></tr> <tr><td>雑収入</td><td style="text-align: right;">801</td></tr> <tr><td>  .</td><td></td></tr> <tr><td>帰属収入合計</td><td style="text-align: right;">28,704</td></tr> <tr><td>基本金組入額合計</td><td style="text-align: right;">▲ 1,936</td></tr> <tr><td>消費収入の部合計</td><td style="text-align: right;">26,768</td></tr> <tr><td>人件費</td><td style="text-align: right;">15,142</td></tr> <tr><td>  教員人件費</td><td></td></tr> <tr><td>  職員人件費</td><td></td></tr> <tr><td>教育研究経費</td><td style="text-align: right;">8,454</td></tr> <tr><td>  消耗品費</td><td></td></tr> <tr><td>  .</td><td></td></tr> <tr><td>管理経費</td><td style="text-align: right;">1,211</td></tr> <tr><td>  消耗品費</td><td></td></tr> <tr><td>  .</td><td></td></tr> <tr><td>借入金等利息</td><td style="text-align: right;">81</td></tr> <tr><td>資産処分差額</td><td style="text-align: right;">120</td></tr> <tr><td>徴収不能引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>[予備費]</td><td></td></tr> <tr><td>消費収支の部合計</td><td style="text-align: right;">25,022</td></tr> <tr><td>当年度消費収入超過額</td><td style="text-align: right;">1,746</td></tr> <tr><td>前年度繰越消費支出超過額</td><td style="text-align: right;">5,051</td></tr> <tr><td>基本金取崩額</td><td></td></tr> <tr><td>翌年度繰越消費支出超過額</td><td style="text-align: right;">3,305</td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	学生生徒等納付金	21,652	授業料		入学金		手数料	2,367	入学検定料		.		寄付金	662	特別寄付金		一般寄付金		補助金	2,599	国庫補助金		地方公共団体補助金		資産運用収入	375	資産売却差額	0	事業収入	248	附属事業収入	63	受託事業収入	101	収益事業収入	84	雑収入	801	.		帰属収入合計	28,704	基本金組入額合計	▲ 1,936	消費収入の部合計	26,768	人件費	15,142	教員人件費		職員人件費		教育研究経費	8,454	消耗品費		.		管理経費	1,211	消耗品費		.		借入金等利息	81	資産処分差額	120	徴収不能引当金繰入額	13	[予備費]		消費収支の部合計	25,022	当年度消費収入超過額	1,746	前年度繰越消費支出超過額	5,051	基本金取崩額		翌年度繰越消費支出超過額	3,305	<p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「事業収支」「事業外収支」「特別収支」の3つに区分</li> <li>○ 活動区分ごとの収支状況を表示</li> <li>○ 当年度収支差額を表示し、差額の使途については表示しない</li> <li>○ 「均衡の状態」について 基本金組入れという概念がなくなるため、収支差額のうち健全な学校法人の運営に必要な資産を自己資金で賄える程度の資金を確保した状態を「均衡の状態」と捉えず</li> </ul> <p><b>利点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動区分ごとの収支状況が明確になり、分かりやすい。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行消費収支計算書より、「基本金組入額」を除いたもの</li> </ul> <p><b>利点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● この程度の変更であれば、実務上の混乱は少ないのではないかと。</li> </ul>
区 分	金 額																																																																																					
学生生徒等納付金	21,652																																																																																					
授業料																																																																																						
入学金																																																																																						
手数料	2,367																																																																																					
入学検定料																																																																																						
.																																																																																						
寄付金	662																																																																																					
特別寄付金																																																																																						
一般寄付金																																																																																						
補助金	2,599																																																																																					
国庫補助金																																																																																						
地方公共団体補助金																																																																																						
資産運用収入	375																																																																																					
資産売却差額	0																																																																																					
事業収入	248																																																																																					
附属事業収入	63																																																																																					
受託事業収入	101																																																																																					
収益事業収入	84																																																																																					
雑収入	801																																																																																					
.																																																																																						
帰属収入合計	28,704																																																																																					
基本金組入額合計	▲ 1,936																																																																																					
消費収入の部合計	26,768																																																																																					
人件費	15,142																																																																																					
教員人件費																																																																																						
職員人件費																																																																																						
教育研究経費	8,454																																																																																					
消耗品費																																																																																						
.																																																																																						
管理経費	1,211																																																																																					
消耗品費																																																																																						
.																																																																																						
借入金等利息	81																																																																																					
資産処分差額	120																																																																																					
徴収不能引当金繰入額	13																																																																																					
[予備費]																																																																																						
消費収支の部合計	25,022																																																																																					
当年度消費収入超過額	1,746																																																																																					
前年度繰越消費支出超過額	5,051																																																																																					
基本金取崩額																																																																																						
翌年度繰越消費支出超過額	3,305																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>学生生徒等納付金</td><td style="text-align: right;">21,652</td></tr> <tr><td>  授業料</td><td></td></tr> <tr><td>  入学金</td><td></td></tr> <tr><td>手数料</td><td style="text-align: right;">2,367</td></tr> <tr><td>  入学検定料</td><td></td></tr> <tr><td>  .</td><td></td></tr> <tr><td>寄付金</td><td style="text-align: right;">662</td></tr> <tr><td>  特別寄付金</td><td></td></tr> <tr><td>  一般寄付金</td><td></td></tr> <tr><td>補助金</td><td style="text-align: right;">2,599</td></tr> <tr><td>  国庫補助金</td><td></td></tr> <tr><td>  地方公共団体補助金</td><td></td></tr> <tr><td>資産運用収入</td><td style="text-align: right;">375</td></tr> <tr><td>資産売却差額</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>事業収入</td><td style="text-align: right;">248</td></tr> <tr><td>  附属事業収入</td><td style="text-align: right;">63</td></tr> <tr><td>  受託事業収入</td><td style="text-align: right;">101</td></tr> <tr><td>  収益事業収入</td><td style="text-align: right;">84</td></tr> <tr><td>雑収入</td><td style="text-align: right;">801</td></tr> <tr><td>  .</td><td></td></tr> <tr><td>帰属収入合計</td><td style="text-align: right;">28,704</td></tr> <tr><td>人件費</td><td style="text-align: right;">15,142</td></tr> <tr><td>  教員人件費</td><td></td></tr> <tr><td>  職員人件費</td><td></td></tr> <tr><td>教育研究経費</td><td style="text-align: right;">8,454</td></tr> <tr><td>  消耗品費</td><td></td></tr> <tr><td>  .</td><td></td></tr> <tr><td>管理経費</td><td style="text-align: right;">1,211</td></tr> <tr><td>  消耗品費</td><td></td></tr> <tr><td>  .</td><td></td></tr> <tr><td>借入金等利息</td><td style="text-align: right;">81</td></tr> <tr><td>資産処分差額</td><td style="text-align: right;">120</td></tr> <tr><td>徴収不能引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>[予備費]</td><td></td></tr> <tr><td>消費収支の部合計</td><td style="text-align: right;">25,022</td></tr> <tr><td>当年度消費収入超過額(帰属収支差額)</td><td style="text-align: right;">3,683</td></tr> <tr><td>前年度繰越消費支出超過額</td><td style="text-align: right;">5,051</td></tr> <tr><td>翌年度繰越消費支出超過額</td><td style="text-align: right;">3,305</td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	学生生徒等納付金	21,652	授業料		入学金		手数料	2,367	入学検定料		.		寄付金	662	特別寄付金		一般寄付金		補助金	2,599	国庫補助金		地方公共団体補助金		資産運用収入	375	資産売却差額	0	事業収入	248	附属事業収入	63	受託事業収入	101	収益事業収入	84	雑収入	801	.		帰属収入合計	28,704	人件費	15,142	教員人件費		職員人件費		教育研究経費	8,454	消耗品費		.		管理経費	1,211	消耗品費		.		借入金等利息	81	資産処分差額	120	徴収不能引当金繰入額	13	[予備費]		消費収支の部合計	25,022	当年度消費収入超過額(帰属収支差額)	3,683	前年度繰越消費支出超過額	5,051	翌年度繰越消費支出超過額	3,305	<p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「事業収支」「事業外収支」「特別収支」の3つに区分</li> <li>○ 活動区分ごとの収支状況を表示</li> <li>○ 当年度収支差額を表示し、差額の使途については表示しない</li> <li>○ 「均衡の状態」について 基本金組入れという概念がなくなるため、収支差額のうち健全な学校法人の運営に必要な資産を自己資金で賄える程度の資金を確保した状態を「均衡の状態」と捉えず</li> </ul> <p><b>利点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動区分ごとの収支状況が明確になり、分かりやすい。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <p><b>特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行消費収支計算書より、「基本金組入額」を除いたもの</li> </ul> <p><b>利点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● この程度の変更であれば、実務上の混乱は少ないのではないかと。</li> </ul>						
区 分	金 額																																																																																					
学生生徒等納付金	21,652																																																																																					
授業料																																																																																						
入学金																																																																																						
手数料	2,367																																																																																					
入学検定料																																																																																						
.																																																																																						
寄付金	662																																																																																					
特別寄付金																																																																																						
一般寄付金																																																																																						
補助金	2,599																																																																																					
国庫補助金																																																																																						
地方公共団体補助金																																																																																						
資産運用収入	375																																																																																					
資産売却差額	0																																																																																					
事業収入	248																																																																																					
附属事業収入	63																																																																																					
受託事業収入	101																																																																																					
収益事業収入	84																																																																																					
雑収入	801																																																																																					
.																																																																																						
帰属収入合計	28,704																																																																																					
人件費	15,142																																																																																					
教員人件費																																																																																						
職員人件費																																																																																						
教育研究経費	8,454																																																																																					
消耗品費																																																																																						
.																																																																																						
管理経費	1,211																																																																																					
消耗品費																																																																																						
.																																																																																						
借入金等利息	81																																																																																					
資産処分差額	120																																																																																					
徴収不能引当金繰入額	13																																																																																					
[予備費]																																																																																						
消費収支の部合計	25,022																																																																																					
当年度消費収入超過額(帰属収支差額)	3,683																																																																																					
前年度繰越消費支出超過額	5,051																																																																																					
翌年度繰越消費支出超過額	3,305																																																																																					

# キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

A案	
科 目	金額
<b>事業活動のキャッシュフロー</b>	
<b>A 教育研究活動のキャッシュフロー</b>	
学生生徒等納付金収入	21,652
手数料収入	2,367
一般寄付金収入	355
私学事業団補助金収入	1,929
地方公共団体補助金収入	497
私学事業団学術研究振興資金収入	0
資産運用収入(受取利息配当金)	375
事業収入	248
雑収入	800
前受金収入	6,279
前期末前受金	▲ 6,060
<b>小計</b>	<b>28,442</b>
人件費支出	15,785
教育研究経費支出	6,296
管理経費支出	1,076
借入金等利息支出	81
<b>小計</b>	<b>23,238</b>
教育研究活動のキャッシュフロー	5,204
<b>B 施設等整備活動のキャッシュフロー</b>	
特別寄付金収入	188
その他国庫補助金収入	173
不動産売却収入	0
前期末未収入金収入	960
期末未収入金	▲ 665
<b>小計</b>	<b>656</b>
施設関係支出	1,467
設備関係支出	334
手形債務支払支出	0
前期末未払金支払支出	290
期末未払金	▲ 330
前払金支払支出	19
前期末前払金	▲ 27
<b>小計</b>	<b>1,753</b>
施設等整備活動のキャッシュフロー	▲ 1,097
<b>事業活動のキャッシュフロー</b>	
<b>C 財務活動のキャッシュフロー</b>	
有価証券売却収入	0
その他資産売却収入	0
借入金等収入	0
引当特定預金(資産)からの繰入収入	809
その他収入	50
その他収入調整勘定	0
<b>小計</b>	<b>859</b>
借入金等返済支出	339
資産運用支出	4,402
その他支払支出	20
その他支出調整勘定	0
<b>小計</b>	<b>4,761</b>
財務活動のキャッシュフロー	▲ 3,902
繰越支払資金の増減額	204
前年度繰越支払資金	2,506
次年度繰越支払資金	2,710

(単位:百万円)

B案	
科 目	金額
<b>I 事業活動のキャッシュフロー</b>	
<b>A 教育研究活動のキャッシュフロー</b>	
学生生徒等納付金収入	14,926
手数料収入	2,367
一般寄付金収入	355
地方等補助金収入	2,426
資産運用収入	44
事業収入	248
雑収入	800
前受金収入	6,279
その他の収入(収支純額)	681
<b>小計</b>	<b>28,126</b>
人件費支出	▲ 15,428
教育研究経費支出	▲ 6,296
管理経費支出	▲ 1,076
<b>小計</b>	<b>▲ 22,800</b>
教育研究活動のキャッシュフロー	5,326
<b>B 施設等整備活動のキャッシュフロー</b>	
特別寄付金収入	188
国庫補助金収入	173
不動産等資産売却収入	0
<b>小計</b>	<b>361</b>
施設関係支出	▲ 1,467
設備関係支出	▲ 334
<b>小計</b>	<b>▲ 1,801</b>
差引仮計	▲ 1,440
施設設備引当資産・収入	809
減価償却引当資産・収入	0
施設設備資金引当資産・支出	▲ 4,332
減価償却引当資産・支出	▲ 4,332
<b>小計</b>	<b>▲ 3,523</b>
施設等整備活動のキャッシュフロー	▲ 4,963
<b>事業活動のキャッシュフロー</b>	
<b>C 財務活動のキャッシュフロー</b>	
短期借入金純増価額	0
長期借入金収入	0
長期借入金返済支出	▲ 339
学校債収入	0
学校債支出	0
借入金等利息支出	▲ 81
有価証券売却収入	0
有価証券購入支出	0
受取利息配当金収入	331
退職給与引当資産・収入	0
その他引当資産・収入	0
退職給与引当資産・支出	0
その他引当資産・支出	▲ 70
財務活動のキャッシュフロー	▲ 159
繰越支払資金の増減(一)額	204
前年度繰越支払資金	2,506
次年度繰越支払資金	2,710

(単位:百万円)

C案	
科 目	金額
<b>I 事業活動のキャッシュフロー</b>	
教育研究・附属事業収入	28,276
学生生徒等納付金収入	22,165
手数料収入	2,367
寄付金収入	355
補助金収入	2,426
その他の教研・附属事業収入	963
教育研究・附属事業支出	▲ 23,109
人件費支出	▲ 15,737
教育研究経費支出	▲ 6,296
管理経費支出	▲ 1,076
収益事業収入	291
収益事業支出	▲ 180
<b>小計</b>	<b>5,278</b>
利息及び配当金の受取額	375
利息支払額	▲ 81
法人税等支払額	▲ 3
...	
事業活動のキャッシュフロー	5,569
<b>II 施設等整備・投資活動のキャッシュフロー</b>	
施設整備補助金受入収入	173
特別寄付金受入収入	188
有形固定資産取得支出	▲ 1,801
有形固定資産売却収入	0
施設設備引当特定資産支出	▲ 4,332
施設設備引当特定資産収入	809
投資有価証券取得支出	0
投資有価証券売却収入	0
有価証券取得支出	0
有価証券売却収入	0
貸付支出	▲ 3
貸付金回収収入	50
施設等整備・投資活動のキャッシュフロー	▲ 4,916
<b>III 財務活動のキャッシュフロー</b>	
短期借入収入	0
短期借入金返済支出	0
長期借入収入	0
長期借入金返済支出	▲ 339
学校債発行収入	0
学校債償還支出	0
その他収入	0
その他支出	▲ 87
財務活動のキャッシュフロー	▲ 426
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増減額	227
VI 現金及び現金同等物の期首残高	2,541
VII 現金及び現金同等物の期末残高	2,768

(単位:百万円)

D案	
科 目	金額
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
学生生徒等納付金収入	22,165
手数料収入	2,367
寄付金収入	355
補助金収入	2,426
事業収入	163
雑収入	800
その他の事業活動収入	0
人件費支出	▲ 15,737
教育研究経費支出	▲ 6,296
管理経費支出	▲ 1,076
...	
...	
...	
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,167
<b>II 施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
特別寄付金収入	188
施設設備補助金収入	173
有形固定資産等の取得による支出	▲ 1,801
有形固定資産等の売却による収入	0
有価証券購入支出	0
有価証券売却収入	0
貸付金支払支出	▲ 3
貸付金回収収入	50
特定資産への繰入支出	▲ 4,401
特定資産からの繰入収入	809
収益事業元入金支出	0
収益事業収入	85
<b>小計</b>	<b>▲ 4,900</b>
利息及び配当金の受取額	375
施設等整備・投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 4,525
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金収入	0
短期借入金返済支出	0
長期借入収入	0
長期借入金返済支出	▲ 339
学校債収入	0
学校債返済支出	0
その他の支出	▲ 18
<b>小計</b>	<b>▲ 357</b>
利息の支払額	▲ 81
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 438
IV 現金預金に係る換算差額	0
V 現金預金の増加額(又は減少額)	204
VI 現金預金の期首残高	2,506
VII 現金預金の期末残高	2,710

※ これらの検討案は、本検討会における議論の参考のために提示されたものであり、本検討会として成案としてとりまとめたものではない。



## 学校法人会計基準の諸課題に関する検討会について

平成20年3月31日  
高等教育局長決定

### 1. 目的

近時、企業会計基準や国際的情勢の変化に対応して、国立大学法人や公益法人の会計基準が逐次見直されているところである。

また、学校法人会計基準においては、平成17年3月に改正されたところであるが、その検討の過程において、基本金の在り方、収支計算構造の在り方（資本取引の区分）等については、引き続き検討することとされている。

このような状況に鑑み、私立学校の特性を踏まえつつ、学校法人会計基準の在り方について、まずは問題点や課題等を整理することを目的として、有識者による検討を行う。

### 2. 検討事項

- (1) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の問題点の整理
- (2) その他必要な事項

### 3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙有識者以外の者にも協力を求める。

### 4. 実施期間

この検討会の実施期間は、平成20年3月31日から平成21年3月31日までとする。

### 5. 議事の取扱い

有識者による率直かつ自由な意見交換を確保する必要があることから、会議は非公開とする。なお、議事については、議事概要等をホームページに掲載する。

### 6. その他

この検討会に関する庶務は、高等教育局私学部参事官において行う。

(平成21年3月31日、平成22年3月31日及び平成23年3月31日付けで前年度に引き続き検討を行う旨、決定している。)

(別紙)

学校法人会計基準の諸課題に関する検討会 協力者

おおはし ひでいつ  
大橋 英五

立教大学名誉教授

かたやま さとる  
片山 寛

早稲田大学商学大学院教授

こみやま さとし  
小宮山 賢

公認会計士

さいとう つとむ  
斎藤 勉

学校法人芝浦工業大学監事

さの けいこ  
佐野 慶子

公認会計士

はせがわ あきら  
長谷川 昭

学校法人北海学園理事・事務局長

ひよし ゆうた  
日吉 雄太

公認会計士

平成24年3月15日現在

## 審議経過

- ◆第1回 平成20年4月11日(金)10:00～12:00
  - 学校法人会計基準を取り巻く環境について
  - 学校法人会計基準の諸課題の検討の必要性について
  
- ◆第2回 平成20年6月11日(水)13:00～15:00
  - 基本金の在り方について(1)
  - 基本金の諸問題について
  
- ◆第3回 平成20年8月4日(月)14:00～16:00
  - 基本金の在り方について(2)
  - 基本金制度ではなく、仮に正味財産とした場合、どのような表示になるか
  
- ◆第4回 平成20年10月22日(水)16:00～18:00
  - 消費収支計算書について
  - 各活動ごとに区分した表示にできるか
  
- ◆第5回 平成20年12月15日(月)15:00～17:00
  - 消費収支計算書について
  - 学校法人会計にもキャッシュ・フロー計算書を導入すべきか
  
- ◆第6回 平成21年5月19日(月)10:00～12:00
  - 各計算書類
  
- ◆第7回 平成22年3月15日(月)15:00～17:00
  - これまでの検討状況について
  - その他の諸課題について
  
- ◆第8回 平成22年5月27日(木)17:00～19:00
  - 会計方針等の統一化について
  - 継続法人の前提について
  
- ◆第9回 平成22年8月3日(火)17:00～19:00
  - 会計方針等の統一化について
  
- ◆第10回 平成22年9月27日(月)17:00～19:00
  - 連結財務書類について
  - 固定資産の減損について
  
- ◆第11回 平成22年11月4日(木)16:00～18:00
  - 金融商品(有価証券関係)に関する会計について
  - 退職給付会計について
  
- ◆第12回 平成23年1月24日(月)16:00～18:00
  - 会計方針の統一化について
  - これまでの検討状況について
  
- ◆第13回 平成23年6月16日(木)16:00～18:00
  - これまでの検討状況について
  
- ◆第14回 平成24年3月15日(木)18:00～19:00
  - これまでの検討状況について